公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、広島市内に居住する身体障害者等の自立を促進し、文化、体育等の向上をめざし、社会参加と平等の基本理念に基づく福祉の推進を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　身体障害者等の自立、更生、援護に関する事業

⑵　身体障害者等の資質の向上、健康の増進等を図る事業

⑶　関係機関、団体等との連絡調整並びに組織の団結、協調、指導、助言及び援助に関する事業

⑷　身体障害者等の社会参加と平等等、社会啓発に関する事業

⑸　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の事業に賛同する広島市内の身体障害者関係福祉団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする身体障害者関係福祉団体は、この法人の定めた所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年６月末日までに会員の構成正会員数に総会で定めた額を乗じて得た額を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条　会員は、この法人の定めた所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

⑴　この定款その他の規則に違反したとき。

⑵　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の各号のいずれかに該当し、会員を除名しようとするときは、あらかじめその理由をその対象の福祉団体に通知し、除名の議決を行う総会において、弁明又は有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　納入しなければならない会費を２年以上滞納したとき。

⑵　総会員が同意したとき。

⑶　当該会員である団体が解散したとき。

（拠出金品の不返還）

第１１条　この法人に納入された会費、その他の拠出金品の返還は、いかなる理由を問わず行わない。

第４章　総会

（構成）

第１２条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第１３条　総会は、次の事項について決議する。

⑴　会員の除名

⑵　会費の額

⑶　理事及び監事の選任又は解任

⑷　理事及び監事の報酬等の額

⑸　貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれら附属明細書の承認

⑹　理事会において総会に付議した事項

⑺　定款の変更

⑻　長期借入金

⑼　解散及び残余財産の処分

⑽　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１４条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴ 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

⑵ 総会員の議決権の１０分の１以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して招集の請求があったとき。

（招集）

第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

２　会長は、前条第１項第２号による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、２週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第１６条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

（議決権）

第１７条　総会における議決権は、会員１団体につき１個とする。

（定足数）

第１８条　総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することはできない。

（決議）

第１９条　総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の過半数が出席する総会において、総会員の議決権の３分の２以上を持って行う。

⑴　会員の除名

⑵　役員の解任

⑶ 定款の変更

⑷　長期借入金

⑸　解散及び残余財産の処分

⑹　その他法令で定められた事項

３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第２０条　会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

２　前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

（書面による議決権の行使）

第２１条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定めるときまでに当該記載した議決権行使書面を提出して行うものとする。

２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

（決議の省略）

第２２条　理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

（議事録）

第２３条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及びその会議において選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員及び職員

（役員の設置）

第２４条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　１２名以上１６名以内

⑵　監事　３名以内

２　理事のうち１名を会長、３名以内を副会長とする。

３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任等）

第２５条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　会長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

４　監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令及びこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告する。

５　監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から５日以内に、２週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。

６　監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

７　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令及びこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

８　以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

（職務兼務の禁止）

第２８条　この法人の理事と監事の職は、相互に兼務することはできない。

（役員の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　この法人の役員は、再任されることができる。

５　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３０条　理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

⑴　心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

⑵　職務上の義務違反又は職務を怠ったとき。

２　前項の各号のいずれかに該当し役員を解任しようとするときは、あらかじめその理由をその役員に通知し、解任の議決を行う総会において、弁明又は有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

３　第９条第１項の規定によって除名された団体に所属する役員は、その職辞任したものとみなす。

（役員の報酬等）

第３１条　役員は無報酬とする。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（事務局及び職員）

第３２条　この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長、その他の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

４　事務局長、その他の職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第６章　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第３３条　この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、学識経験者及びこの法人の発展充実に貢献があったと理事会が認めたものの中から会長が委嘱する。

３　顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第７章　理事会

（構成）

第３４条 この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３５条　理事会は、次の職務を行う。

⑴ この法人の業務執行の決定

⑵ 理事の職務の執行の監督

⑶ 会長及び副会長の選定及び解職

（招集）

第３６条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項に規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議長）

第３８条　この法人の理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第３９条　この法人の理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第４１条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　設立当初の財産目録に記載された財産

⑵　会費

⑶　寄附金品

⑷　事業にともなう収入

⑸　資産から生ずる収入

⑹　補助金等の収入

⑺　その他の収入

（資産の管理）

第４２条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

（経費の支弁）

第４３条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第４４条　この法人の事業年度は、毎年、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４５条　この法人の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、毎事業年度の開始の日までに行政庁に提出しなければならない。

３　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号から第４号までの書類については承認を受けなければならない。

⑴　事業報告及びその付属明細書

⑵　貸借対照表及びその付属明細書

⑶　正味財産増減計算書及びその付属明細書

⑷　財産目録

２　前項第１号から第４号までの書類については、毎事業年度の経過後３ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。

３　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事の名簿

⑶　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第４７条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第３号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第４８条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４９条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第５０条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第５１条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第１１章　雑則

第５４条　この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の会長は向井助三とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第４４条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款は、平成３０年１２月６日から施行する。

　　　附　則

この定款は、令和元年５月２６日から施行する。